

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター広告出展要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター広告出展事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第4条の規定に基づき、指定管理者である、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下、「機構」という。）が、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター（以下、「センター」という。）における広告出展事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(広告の表示位置)

第2条 常設広告の表示位置は、別添図面に定める位置とする。

(常設広告の規格及び区画等)

第3条 常設広告の規格及び区画は次のとおりとする。

- ・ 西館1階 6枠（別添展示方法図参照）
- 2 広告物の仕様は次のとおりとする。
- ・ 急激に色あせ等が生じないように印刷、加工されたものとする。

(常設広告の募集及び決定方法)

第4条 常設広告の募集は、センターホームページ等により公募する。

- 2 常設広告の広告主は、事前審査において広告主として適当であると認められた広告主候補者が空き枠より多ければ、抽選により決定する。広告の出展を希望する者は、要綱及び、この要領を十分に理解した上、機構が指定する日までに様式1の申込書に必要事項を記載し機構に提出する。
- 3 広告出展希望者は、指定する日までに、申込書、広告案を機構に提出する。なお、申込書、広告案の提出は、抽選日時までに郵送において提出することも可能とする。
- 4 機構は、広告案及び広告出展申込者を要綱第5条の規定に基づき、事前審査を行い、広告主とすることの審査を行う。なお、事前審査において広告主として適当であると認められた広告主候補者が空き枠より多ければ、くじ引きにより広告主を決定する。
- 5 事前審査において、広告主として適当であると認められた広告主候補者を広告主に決定すれば、決定後、10日以内にその旨を通知する。

(広告出展料)

第5条 広告出展料は次のとおりとする。

- 1 枠 1カ月 12,000円（税込み）
- 2 広告主は、出展開始日までに、期間分の広告料を一括納入しなければならない。

(常設広告の表示期間)

第6条 常設広告の表示期間は、1カ月単位とする。

(その他)

第7条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別途、県及び機構が協議して定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター広告出展申込書

令和 年 月 日

(公財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 御中

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターに広告出展をしたいので、申し込みます。

申 込 書	住所又は所在地	〒	
	法人又は団体の 名 称		
	代表者 職・氏名	印	
	担 当 者	部署名	
		ふりがな 氏 名	
		電 話	
		F A X	
E-mail			
代 理 人 の 場 合	ふりがな 氏 名		
	電 話		
法人等の概要が分かる書 類等 (法人又は団体概 要、パンフレットも可)	別途添付		
そ の 他	申し込みに当たり、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター広告出展事業実施要綱、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター広告出展要領を確認いたしました。		

【参考】

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター広告出展位置図